

第二十八回国会 衆議院 通信委員會議録 第七号

昭和三十三年二月二十一日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 片島 港君

理事上林山榮吉君 理事小泉 純也君

理事竹内 俊吉君 理事橋本登美三郎君

理事森本 靖君

伊東 岩男君

齋藤 憲三君

南條 徳男君

廣瀬 正雄君

小松信太郎君

原 茂君

出席國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

出席政府委員

郵政事務次官 最上 英子君

(郵務局長) 板野 學君

郵政事務官(簡 易保険局長) 大塚 茂君

委員外の出席者

郵政事務次官 小野 吉郎君

専門員 吉田 弘苗君

二月二十一日

委員星島二郎君辞任につき、その補

欠として齋藤憲三君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員齋藤憲三君辞任につき、その補

欠として星島二郎君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

郵便切手類充さばき所及び印紙充さ

ばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三五号)

○片島委員長 これより会議を開きます。

まず簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対して質疑があれば、本案に対する質疑を終了したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○片島委員長 御異議なければ、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次に本案を討論に付しますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○片島委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

竹内俊吉君より本案に対し附帯決議を付するとの動議が提出されており、動議の趣旨説明を求めます。竹内俊吉君。

○竹内委員 ただいま議決になりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会

党共同提案にかかる附帯決議の趣旨を

申し上げたいと思います。まず決議案を朗読いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、最近における経済情勢の推移にかんがみ、今回の簡易生命保険の保険金最高制限額の引き上げをもつては、なお簡易事業の使命を果すにじゅうぶんでないと認められる、よつて政府は、なるべく近い時期に、右最高制限額を更に引き上げるよう措置すべきである。

二、現在、簡易生命保険事業と民間生命保険事業とは事業経営上競合するところがある、よつて政府は、両者の事業性格の差異を検討し、各々の性格に合致する経営方式につき研究を進めるべきである。

右決議する。なお趣旨の弁明はこの際省略いたしまして、皆さんの賛成を希望いたします。

○片島委員長 お諮りいたします。ただいまの動議について採決いたします。竹内俊吉君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○片島委員長 起立総員。よつて竹内俊吉君の動議は可決するに決しました。よつて本案は竹内俊吉君の動議のごとく附帯決議を付して議決いたしました。

この際政府当局より発言の申し出が

ありますので、これを許します。田中郵政大臣。

○田中郵政大臣 この際一言ごあいさつを申し上げます。簡易生命保険法の改正案につきましては、常に通信委員

会の方々の御配慮を願つておるものであります。ただいま改正案について御可決いただきましたことにありがとうございました。附帯決議につきま

しては、十分趣旨を体して万遺憾なき措置をとりたいと存じます。

○片島委員長 次に郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますからこれを許します。森本靖君。

○森本委員 最後に質疑というよりも要望の形で大臣に申し上げて、大臣の方からこれに対しての御回答を願いたいと思つて、きのうこれは相当審議はいたしましたけれども、この歩合の引き上げについては、現在の郵政の財政状態、それから郵政の事業状態においては、やむを得ずこれを承認せざるを得ないというふうに考えますけれども、将来郵政の事業計画あるいは財政状態というものがかなり好転をした場合においては、この歩合はまだ低きに失する。だからそういう諸般の事情を考へて、将来これについては引き上げる方向に御努力を願いたい、こゝ要望をかねて申し上げたいと考へるわけで

すが、一つこれに対して大臣として明確な御答弁を願いたい。

○田中郵政大臣 お答へ申し上げます。ただいまの御発言の通りでございます。この改正案を提出いたす過程におきまして、もつと上げたいと考へたのであります。財政事情の関係でひとまずこゝろい改正案を提出したわけでございます。ただいまの御趣旨通り次回の国会、その次の国会と引き続いてこれがために万全の措置を講じた

い、こゝ明確に申し上げておきます。

○片島委員長 他に質疑があれば、本案に対する質疑はこれにて終了したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○片島委員長 御異議なければこれにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次に本案を討論に付しますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○片島委員長 起立総員。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なお本日議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成につきましても、委員長に御一任を願いたいと存じます。

次会は公報をもつてお知らせすること

ととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

〔参照〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）に関する報告書

郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二三三号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕